

博士課程の業績評価に関するガイドライン

博士課程において、業績の種類「学位論文その他の研究論文」が下記の(1)～(5)のいずれかに該当する場合、業績優秀者とする。(※1)

なお、返還免除内定者である場合、及び、業績の種類「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」あるいは「スポーツの競技会における成績」において、国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等を収めている場合（※2）は、下記の(1)～(5)のいずれにも該当しない場合でも業績優秀者とすることができる。

記

(1) 学位論文の教授会での高い（平均水準以上）評価

（注）合否判定だけではなく、大学による評価が必要。学位論文受理中を含む。

(2) 査読付き学術雑誌への原著論文掲載

（注）共著（筆頭者以外）も含み、掲載決定（予定）も含む。

(3) 論文及び学会での発表に対する表彰又は受賞

（注）共著（筆頭者以外）も含み、機構以外の給付奨学金の獲得や外部資金の獲得を含む。
学会での発表にはポスター発表も含む。

(4) 日本学術振興会の特別研究員に採用され奨学金貸与を辞退した場合、または、これと同等な民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより奨学金を辞退することとなった場合、上記(1)～(3)に準じる実績

(5) 研究領域の特性により前記(1)～(3)の実績を挙げるのに時間を要することなどから、同じ研究領域の博士課程学生のうち概ね半数以上が在学中に当該実績を挙げられない場合は、当該実績に準じる実績

（注）大学が作成する事情書を要し、日本学生支援機構の業績優秀者奨学金返還免除認定委員会（以下、「本機構の認定委員会」という。）に諮るものとする。

(※1) 平成30年度以前に奨学生に採用された者については、「学位論文その他の研究論文」以外の業績において上記(1)～(3)と同水準の実績が認められる場合も業績優秀者とする。

(※2) 業績の種類「スポーツの競技会における成績」における国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等には、本人がコーチやトレーナーなどの場合において指導した者やチームが国際的レベルや全国的レベルの大会での入賞を含めるものとし、東日本大会・関東大会など（各都道府県大会は除く）は全国的レベルの大会に含めるものとする。

業績の種類「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」における国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等には、公募展での入選（賞）、給付奨学金の獲得、個展又はリサイタル（3回以上）及び芸術評論等（学外の刊行物への掲載3回以上）を原則的に含めるものとする。ただし、本機構の認定委員会に諮るものとする。

◆修士課程(博士前期課程)及び専門職学位課程は本ガイドラインの適用対象外とする。